高齢者虐待防止のための指針

小浜市地域包括支援センター

１．高齢者虐待の防止に関する基本的な考え方

小浜市地域包括支援センターでは、高齢者虐待は人権侵害であるという認識

のもと、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号）」（高齢者虐待防止法）の理念に基づき、高齢者虐待の防止及び虐待発生の対応について本指針を定める。

２．高齢者虐待の定義

（１）身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

（２）介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同

居人による身体的虐待、心理的虐待、性的虐待行為と同様の行為の放置等養

護を著しく怠ること。

（３）心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著し

い心理的外傷を与える言動を行うこと。

（４）性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさ

せること。

（５）経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他

当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

３．虐待防止検討委員会の設置について

（１）高齢者の虐待防止および早期発見への組織的対応を図ることを目的に、

虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。なお、委員会

の委員長は「小浜市地域包括支援センター長」（以下「管理者」という。）

とし、当該者は「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」となる。

（２）委員会は、定期的（年１回以上）かつ必要に応じて管理者が招集する。

（３）委員会は、次の内容について協議し、その検討内容及び結果を職員へ周

知する。

①委員会その他事業所内の組織に関すること

②虐待防止のための指針の整備に関すること

③虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

⑤職員が高齢者虐待を把握した場合に、通報が迅速かつ適切に行われるため

の方法に関すること

⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な

防止策に関すること

⑦前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

４．虐待防止のための職員研修に関する基本方針

（１）職員が虐待防止に関する基礎的な知識を身につけ、利用者の権利擁護に

対する認識を深めることができるよう研修を実施する。

（２）研修は年１回以上実施し、新規採用職員や人事異動により地域包括支援

センターに初めて配置された職員には必ず実施する。

（３）研修の開催は、虐待防止に関する外部研修等への参加に代えることがで

きることとする。

（４）外部研修にも積極的に参加し、自己研鑽に努める。

（５）研修の実施内容については、研修資料・実施概要・出席者等を記録し、

保存する。

５．虐待等が発生した場合の対応方法について

（１）虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は速やかに管理者に報告

し、管理者はコアメンバー会議を開催し、事実確認を行う。

（２）緊急性の高い事案の場合は、警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生

命の保全を最優先する。

（３）虐待の初動対応について、必要に応じてコアメンバー会議への出席、高

齢者の安全確認、支援方針の検討等の協力を行う。

６．虐待等が発生した場合の相談・報告体制について

（１）虐待に係る苦情、相談については相談者や通報者の個人情報を保護す

る。

（２）虐待発見の相談、通報は秘密漏洩や守秘義務法規によって妨げられな

い。

（３）虐待の事実誤認により相談、通報をしたとしても秘密漏洩や守秘義務違

反に問われることはない。

７．成年後見制度の利用支援について

（１）利用者及び家族等から成年後見制度の利用の相談があった場合は、制度

について説明し、必要に応じて中核機関を案内する等の支援を行う。

（２）経済的虐待や財産上の不当取引の被害にあった者、又は被害にあうと想

定される者等について、積極的に成年後見制度の活用に向けた支援を行う。

８．虐待等に係る苦情の解決について

（１）虐待等の苦情について、相談を受け付けた苦情受付担当者はその内容に

ついて速やかに管理者に報告する。

（２）相談窓口・苦情対応に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱いに

ついて留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払い、迅速かつ

適切に対応する。

９．指針の閲覧

本指針は常時閲覧可能とし、地域包括支援センター内に備え付けるほか、市ホームページにも掲載する。

１０．その他虐待の防止の推進について

関係機関と積極的に連携を図り、高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を

目指すように努める。

附則

本指針は令和６年４月１日より施行する。